

# 令和6年度税制改正を踏まえた税制適格ストック・オプションの発行及び変更に関する実務上の留意点～改正法令を読み解く～

執筆者：[弁護士 川添 文彬](#)

## 第1 はじめに

政府は、令和6年度税制改正において、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化を掲げ<sup>1</sup>、ストック・オプション（以下「S0」といいます。）の税制適格要件を、大幅に緩和しました。

これにより、2024年4月1日以降にS0を発行する会社は、会社の設立年数等に応じて、S0の行使に係る（私法上の）権利行使価額の年間上限額を、2400万円又は3600万円（旧法では1200万円）以内としても税制適格要件を満たすことになりました（改正特措法<sup>2</sup>29条の2第1項柱書・同項2号）。また、同会社が、S0を行使して取得した株式について、証券会社等による管理のみならず、（非上場）会社による株式（譲渡制限株式のみ）の管理を選択利用できるようにしても税制適格要件を満たすこととなりました（改正特措法29条の2第1項6号イ及びロ）。今後税制適格S0を発行する会社の実務対応としては、改正後の税制適格要件を満たす割当契約の文案の作成が必要になります。

他方で、2024年4月1日より前に、税制適格S0を発行していた会社は、特に何もしなくても、改正特措法の下でも税制適格要件を満たすものとみなされます（令和6年度の所得税法等の一部を改正する法律の附則（以下単に「附則」といいます。）31条2項）。また、2024年12月31日までに、旧特措法の税制適格要件を満たす割当契約について、①権利行使価額の年間上限額を1200万円から2400万円又は3600万円に引き上げた場合、又は、②割当契約を変更して会社による株式管理を規定した場合において、法定の要件を満たすときは、当該割当契約が、改正特措法の税制適格要件を満たすものとみなされることになりました（附則31条2項）。要するに、税制適格要件を満たすS0を発行済みの会社は、特に何もしなくても引き続き税制適格要件を満たすことができますが、S0の権利行使価額の年間上限額を2400万円又は3600万円に引き上げたい場合、又は、未上場時にS0を行使しても税制適格要件を満たすことができるよう会社による株式管理を導入したい場合には、附則31条2項及び会社法上の所定の手続に従い、2024年12月31日までに割当契約を変更する必要があります。既に税制適格S0を発行済みの会社の実務対応としては、附則31条のルール、変更後の割当契約の文案、及び、割当契約の変更に関する会社法上の手続の確認が必要になります。

以上が、税制適格S0に関する令和6年度税制改正の概要の把握に必要な事項であり、また、各会社の状況に応じて実務対応が必要な事項です。

本稿は、主に、税制適格S0の発行及び変更に関する実務担当者（会社の実務担当者及び支援者）向けの内容であり、改正法令を読み解き（第2）、改正後の税制適格要件を満たす割当契約の文案（第3）、改正法令の重要な内容である附則31条のルールの確認（第4）、及び、割当契約の変更に関する会社法上の手続（第5）につき論じることで、税制適格S0を発行又は変更する会社及び支援者にとっての実務上の留意点を示すことを試みます。

読者の皆様は、本稿文末の留意事項をご覧いただいでから本稿本文をご覧ください。

<sup>1</sup> 財務省「『所得税法等の一部を改正する法律案』について」（2024年2月）

<sup>2</sup> 本書では、令和6年度税制改正後の租税特別措置法を「改正特措法」、令和6年度税制改正前の租税特別措置法を「旧特措法」といいます。租税特別措置法施行令、租税特別措置法施行規則も同様の表記とします。

## 第2 改正特措法の税制適格要件の内容

### 1 S0の行使に係る権利行使価額の年間上限額

[改正特措法 29 条の 2 の権利行使価額に関する改正内容](#)は以下のとおりです（令和 6 年度改正部分に下線を引いています。）。

第二十九条の二（省略）取締役等（省略）が、当該付与決議に基づき当該株式会社と当該取締役等（省略）との間に締結された契約により与えられた当該新株予約権（当該新株予約権に係る契約において、次に掲げる要件（当該新株予約権が当該取締役等に対して与えられたものである場合には、第一号から第六号までに掲げる要件）が定められているものに限る。以下この条において「特定新株予約権」という。）を当該契約に従って行使することにより当該特定新株予約権に係る株式の取得をした場合には、当該株式の取得に係る経済的利益については、所得税を課さない。ただし、当該取締役等（省略）（以下この項及び次項において「権利者」という。）が、当該特定新株予約権の行使をすることにより、その年における当該行使に際し払い込むべき額（以下この項及び次項第三号において「権利行使価額」という。）（当該特定新株予約権に係る付与決議の日において、当該特定新株予約権に係る契約を締結した株式会社とその設立の日以後の期間が五年未満のものである場合には当該権利行使価額を二で除して計算した金額とし、当該株式会社がその設立の日以後の期間が五年以上二十年未満であることその他の財務省令で定める要件を満たすものである場合には当該権利行使価額を三で除して計算した金額とする。以下この項（第三号を除く。）及び次項第三号において同じ。）と当該権利者がその年において既にした当該特定新株予約権及び他の特定新株予約権の行使に係る権利行使価額との合計額が、千二百万円を超えることとなる場合には、当該千二百万円を超えることとなる特定新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益については、この限りでない。

（省略）

二 当該新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額が、千二百万円を超えないこと。

（省略）

従来、S0の行使に係る「権利行使価額」が年間 1200 万円を超える場合、その行使は税制適格要件を満たさないものとされてきましたが、本改正は、「権利行使価額」に以下の修正を加えています（改正特措法 29 条の 2 第 1 項但し書・改正特措法施行規則 11 条の 3 第 1 項）。

会社の設立年数等	租税法上の権利行使価額(注)
付与決議時点で、設立 5 年未満	私法上の権利行使価額の 1/2
付与決議時点で、設立 5 年以上 20 年未満、かつ、大要以下のいずれかの要件を満たすこと <sup>3</sup> (a)非上場、(b)上場後 5 年未満、又は(c)店頭売買登録銘柄登録後 5 年未満	私法上の権利行使価額の 1/3
上記以外の会社（付与決議時点で、設立 20 年以上等）	私法上の権利行使価額と同額

(注) 本稿では改正特措法 29 条の 2 第 1 項但し書の「権利行使価額」を租税法上の権利行使価額といい、私法上、新株予約権の行使に際して払い込む金額（会社法 236 条 1 項 2 号）を私法上の権利行使価額といいます。

<sup>3</sup> [改正特措法施行規則 11 条の 3 第 1 項](#)の施行日は、2024 年 4 月 1 日とされています（[財務省令第 24 号附則 1 条及び 7 条参照](#)）。

この改正特措法 29 条の 2 第 1 項但し書の「権利行使価額」に関するルールを、具体的な設例において適用すると、以下のとおりとなると考えられます。

### 【設例】

#### (1) 税制適格 S0 付与の状況

##### ① A 株式会社 (2019 年 7 月設立、非上場会社)

イ 2024 年 6 月の付与決議に基づく付与…私法上の権利行使価額の総額 2400 万円

ロ 2025 年 6 月の付与決議に基づく付与…私法上の権利行使価額の総額 3600 万円

##### ② B 株式会社 (1999 年設立、非上場会社)

2024 年 6 月の付与決議に基づく付与…私法上の権利行使価額の総額 1200 万円

#### (2) 権利行使の状況

2027 年 6 月 A 株式会社のイの権利を行使 1500 万円

2027 年 7 月 A 株式会社のロの権利を行使 900 万円

2027 年 9 月 B 株式会社の権利を行使 1200 万円

### 【改正特措法 29 条の 2 第 1 項但し書あてはめ】

S0 の行使に係る租税法上の「権利行使価額」が年間 1200 万円を超える場合、その行使に係る経済的利益に限り、税制優遇を受けることができない（非課税とならない）と考えられています<sup>4</sup>。

第 1 に、A 株式会社のイの権利は、付与決議時点で A 株式会社が設立 5 年未満であるため、私法上の権利行使価額の 2 分の 1 である 750 万円が租税法上の「権利行使価額」と扱われます。S0 の行使に係る租税法上の「権利行使価額」が年間 1200 万円以内であるため、A 株式会社のイの権利は税制優遇を受けることができます。

第 2 に、A 株式会社のロの権利は、付与決議時点で A 株式会社が設立 5 年以上 20 年未満であり、かつ、A 株式会社は非上場会社であるため、私法上の権利行使価額の 3 分の 1 である 300 万円が租税法上の「権利行使価額」と扱われます。これと、A 株式会社のイの権利行使分を併せても、S0 の行使に係る租税法上の「権利行使価額」が年間 1200 万円以内であるため、A 株式会社のロの権利は税制優遇を受けることができます。

第 3 に、B 株式会社の権利は、付与決議時点で B 株式会社が設立 20 年以上経過しているため、私法上の権利行使価額と同額である 1200 万円が租税法上の「権利行使価額」と扱われます。これと、A 株式会社のイ及びロの権利行使分を併せると、S0 の行使に係る租税法上の「権利行使価額」が年間 2250 万円となり 1200 万円を超えるため、B 株式会社の権利は税制優遇を受けることができません。

<sup>4</sup> 2020 年 3 月 13 日 日本証券業協会 『「ストック・オプション制度に係る非課税措置の概要と実務上の取扱い（本編及び Q&A 編）について』の改訂について』（日証協（証税）2020 第 98 号）（以下「日証協通知」といいます。）Q&A7 参照。なお、日証協通知の内容は、実務的には、日本証券業協会が国税当局に確認済みの内容と考えられるもので（日証協通知序文参照）、税制適格 S0 に関する最重要文献の一つといえます。

## 2 税制適格 S0 の権利行使価額の割当契約上の定め

改正特措法 29 条の 2 第 1 項 2 号の文言は令和 6 年度税制改正では改正されておらず、同号は「当該新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額が、千二百万円を超えないこと」を定めています。

もともと、改正特措法 29 条の 2 第 1 項但し書の「権利行使価額」の定義は、「以下この項(第三号を除く。)及び次項第三号において同じ。」とされていますので、「この項」の一部である改正特措法 29 条の 2 第 1 項 2 号の定める「権利行使価額」も、この定義に従って読むことになります。

したがって、改正特措法 29 条の 2 第 1 項 2 号は、いわば、「当該新株予約権の行使に係る権利行使価額(当該特定新株予約権に係る付与決議の日において、当該特定新株予約権に係る契約を締結した株式会社がその設立の日以後の期間が五年未満のものである場合には当該権利行使価額を二で除して計算した金額とし、当該株式会社がその設立の日以後の期間が五年以上二十年未満であることその他の財務省令で定める要件を満たすものである場合には当該権利行使価額を三で除して計算した金額とする。)の年間の合計額が、千二百万円を超えないこと」という条文として読むことになります(下線部分は条文の文言には無く、筆者が便宜追加した箇所)。

そのため、同号の要件を満たすための割当契約の条項としては、同項の上記の読み方・文理に忠実に、設立後経過年数に応じて、私法上の権利行使価額を 2 分の 1 又は 3 分の 1 にして取り扱う内容とすることが望ましいように思われます(具体的な文言案については下記第 3 において検討します)。

## 3 保管委託要件に関する証券会社管理又は会社管理の選択適用

改正特措法 29 条の 2 第 1 項 6 号の保管委託要件に関する内容は以下のとおりです(改正部分に下線)。

第二十九条の二 (省略)

六 当該新株予約権の行使により取得をする株式につき、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 当該行使に係る株式会社と金融商品取引業者又は金融機関で政令で定めるもの(以下この条において「金融商品取引業者等」という。)との間であらかじめ締結される新株予約権の行使により交付をされる当該株式会社の株式の振替口座簿(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。以下この条において同じ。)への記載若しくは記録、保管の委託又は管理及び処分に係る信託(以下この条において「管理等信託」という。)に関する取決め(当該振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託に係る口座又は当該管理等信託に係る契約が権利者の別に開設され、又は締結されるものであること、当該口座又は契約においては新株予約権の行使により交付をされる当該株式会社の株式以外の株式を受け入れないことその他の政令で定める要件が定められるものに限る。)に従い、政令で定めるところにより、当該取得後直ちに、当該株式会社を通じて、当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は当該金融商品取引業者等の営業所若しくは事務所(第四項において「営業所等」という。)に保管の委託若しくは管理等信託がされること。

ロ 当該行使に係る株式会社と当該契約により当該新株予約権を与えられた者との間であらかじめ締結される新株予約権の行使により交付をされる当該株式会社の株式(譲渡制限株式に限る。ロにおいて同じ。)の管理に関する取決め(当該管理に係る契約が権利者の別に締結されるものであること、当該株式会社が、新株予約権の行使により交付をされる当該株式会社の株式につき帳簿を備え、権利者の別に、当該株式の取得その他の異動状況に関する事項を記載し、又は記録することによつて、当該株式を当該株式と同一銘柄の他の株式と区分して管理することその他の政令で定める要件が定められるものに限る。)に従い、政令で定めるところにより、当該取得後直ちに、当該株式会社により管理がされること。

従前、S0 を行使して取得した株式は、証券会社等に保管委託を行うことが税制適格要件とされてきました。もっとも、非上場会社の株式の保管委託に対応する証券会社等は実務上少なく、非上場時に行使される S0 については税制適格要件を満たすことが実務上難しいという問題がありました<sup>5</sup>。令和 6 年度改正においては、割当契約上の要件として、S0 を行使して取得した株式につき、会社において管理を行うこと（会社管理は譲渡制限株式に限る。）の要件が追加され、現行の証券会社等の保管委託要件との選択適用が認められることになりました。

同号の要件を満たすための割当契約の条項としては、少なくとも未上場会社においては、同項の上記の文言に忠実な文言、つまり選択適用を認める条項とすることが望ましいように思われます<sup>6</sup>（具体的な文言案については下記第 3 において検討します。）。

他方で、上場会社においては、譲渡制限株式を発行しておらず、会社の管理を行うことは想定できないため、従前と同様、証券会社等に対する保管委託に関する条項のみを割当契約に定めることが自然であると考えられます。このような、同号イ又はロの一方のみを満たす保管委託要件を割当契約に定めた場合であっても、「当該新株予約権の行使により取得をする株式につき、次に掲げる要件のいずれかを満たす」条項を割当契約に定めたと評価することが自然であるように思われますので、同号の要件を満たすと解することができるように思われます。

### 第 3 税制適格要件（改正後）を満たすための割当契約の文言案

S0 を発行する会社の実務担当者及び支援者の関心事は、結局、税制改正後において、いかなる条項又は文言を割当契約に含めれば、税制適格要件を満たすのかという点であると思われます。そこで本稿では、改正特措法 29 条の 2 第 1 項 2 号及び 6 号の要件（権利行使価額の要件及び保管委託要件）を満たすための割当契約書の文言案を検討します。

#### 1 割当契約書上の権利行使価額の要件を満たすための条項

旧特措法下において、割当契約書上の権利行使価額の年間上限額の要件（旧特措法第 29 条の 2 第 1 項 2 号）を満たすための条項としては、実務上、様々なパターンがあると思われますが、例えば、同号の条文の文言に忠実に倣うことを意図したものとして、以下の条項がありうるようです<sup>7</sup>。

#### 第●条（権利行使の制限）

本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年（暦年をいう。）においても、本新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額が、1, 200 万円を超えないように、本新株予約権を行使しなければならない。

<sup>5</sup> 拙稿「未上場スタートアップのストック・オプション及び株式報酬の租税実務上の諸問題～S0 及び RSU の活用に向けての環境整備を中心に～」税経通信 2023 年 8 月号 83 頁

<sup>6</sup> 非上場会社の税制適格 S0 の発行実務においては、IPO を S0 の行使条件とすることがあり、その場合には、会社管理の要件につき取って定める必要はないとの考え方もありうるようです。もっとも、そもそも論として、昨今では、採用競争力・インセンティブ効果の高い S0 とするために、IPO を（少なくとも確定的な）S0 の行使条件とはしないとの考え方も、実務上有力になってきているように思われます。

<sup>7</sup> 阿部・井窪・片山法律事務所編『会社法書式集』282 頁（商事法務、2017 年）、太田洋・山本憲光・柴田寛子『新株予約権ハンドブック〔第 5 版〕』251 頁（商事法務、2022）等を参照

改正特措法下においては、下記の修正（赤字部分）を加えた文案とすることで、改正特措法 29 条の 2 第 1 項但し書及び同項 2 号の定める「権利行使価額」の内容を、割当契約の内容とすることができ、改正特措法 29 条の 2 第 1 項 2 号の要件を満たすと考えられます<sup>8</sup>。

（条項例 1）第●条（権利行使の制限）

本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年（暦年をいう。）においても、本新株予約権の行使に係る権利行使価額（租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項但し書及び同項 2 号において定められた権利行使価額をいう。）の年間の合計額が、1, 200 万円を超えないように、本新株予約権を行使しなければならない。

上記条項例 1 につき、法令を読まずに、契約条項を読むだけでは、私法上の権利行使価額の年間の合計額の限度額が把握できず、S0 保有者にとって分かりにくい契約条項であるとの懸念がありうるかもしれません。そこで、以下のように、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項但し書及び同項 2 号において定める「権利行使価額」の定義に即した文言を、契約条項に書き込むことも考えられます。

（条項例 2）第●条（権利行使の制限）

本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年（暦年をいう。）においても、本新株予約権の行使に係る権利行使価額（本新株予約権に係る付与決議（租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項において定められた付与決議をいう。）の日において、当社の設立の日以後の期間が 5 年未満である場合には当該権利行使価額を 2 で除して計算した金額とし、当社の設立の日以後の期間が 5 年以上 20 年未満であることその他の租税特別措置法施行規則 11 条の 3 第 1 項で定める要件を満たす場合には当該権利行使価額を 3 で除して計算した金額とする。）の年間の合計額が、1, 200 万円を超えないように、本新株予約権を行使しなければならない。

他方で、[令和 6 年度税制改正大綱 6～7 頁](#)においては、設立後 5 年未満の会社においては、（私法上の）権利行使価額の年間の合計額の限度額を 2,400 万円に引き上げる旨の端的な説明がなされていました。この税制大綱の説明の理解をいわば直感的に反映して、又は、契約条項としての更なる分かりやすさを重視して、下記の修正（赤字部分）を加えた条項を作成することも考えられるところです。

（条項例 3）第●条（権利行使の制限）

本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年（暦年をいう。）においても、本新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額が、2, 400 万円を超えないように、本新株予約権を行使しなければならない。

特措法 29 条の 2 第 1 項各号の要件について、筆者は、基本的に、条項例 1 又は 2 のように、同各号の条文の文言にできるだけ忠実な契約条項とすることが最も安全であると考えてきたため、条項例 1 又は 2 は、端的に、その考え方を反映したものになっています。もっとも、同各号の要件については、従来より、条文の文言をそのまま契約に定めることは必ずしも求められてこなかったこと<sup>9</sup>を考慮するならば、上記条項例 3 のような契約条項であっても、発行会社が付与決議の日において設立後 5 年未満の会社で

<sup>8</sup> 本条項例 1 においては、条項中の「租税特別措置法」が改正特措法を意味することを、法律番号をもって特定することまではしていませんが、機関決定日及び割当契約の締結日が 2024 年 4 月 1 日以降であれば、当該「租税特別措置法」が改正特措法を意味することは当事者の合理的意思解釈により明らかだと思われま。

<sup>9</sup> 例えば、日証協通知 Q&A5 は、付与決議の日が 2019 年 6 月 26 日である新株予約権の行使期間について、「当該新株予約権の行使は 2021 年 7 月 1 日から 2029 年 6 月 26 日までに行うこと」とする契約条項が、「当該新株予約権の行使は、当該新株予約権に係る付与決議の日後二年を経過した日から当該付与決議の日後十年を経過する日までの間に行わなければならないこと。」を割当契約に定めるという要件（日証協通知当時の租税特別措置法 29 条の 2 第 1 項 1 号）を満たすとしています。

ある場合には、実質的には、「当該新株予約権の行使に係る権利行使価額(当該特定新株予約権に係る付与決議の日において、当該特定新株予約権に係る契約を締結した株式会社とその設立の日以後の期間が五年未満のものである場合には当該権利行使価額を二で除して計算した金額とし、当該株式会社がその設立の日以後の期間が五年以上二十年未満であることその他の財務省令で定める要件を満たすものである場合には当該権利行使価額を三で除して計算した金額とする。)の年間の合計額が、千二百万円を超えないこと」を定めたものであると評価することは可能であるように思え、改正特措法 29 条の 2 第 1 項 2 号の要件を満たすと解したいところです(下線部分は条文の文言には無く、筆者が便宜追加した箇所)。

## 2 割当契約書上の保管委託要件を満たすための条項

旧特措法下において、割当契約書上の保管委託要件を満たすための条項としては、例えば、条文の文言にできるだけ忠実に倣うことを意図したものとして、以下の条項がありうるようです<sup>10</sup>。

### 第●条 (行使手続)

- 1 本新株予約権者は、本新株予約権の行使により取得をする株式につき、金融商品取引業者または金融機関で租税特別措置法施行令第 19 条の 3 第 6 項で定めるもの(以下「金融商品取引業者等」という。)と当社との間であらかじめ締結される新株予約権の行使により交付をされる当社の株式の振替口座簿(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。以下同じ。)への記載もしくは記録、保管の委託または管理および処分に係る信託(以下この条において「管理等信託」という。)に関する取決め(租税特別措置法施行令第 19 条の 3 第 7 項で定める要件を満たすものに限る。)に従い、租税特別措置法施行令第 19 条の 3 第 8 項で定めるところにより、当該取得後直ちに、当社を通じて、金融商品取引業者等の振替口座簿に記載もしくは記録を受け、または金融商品取引業者等の営業所もしくは事務所に保管の委託もしくは管理等信託がされることを了承する。
- 2 前項のほか、本新株予約権に関する行使手続等の細目事項は、租税特別措置法第 29 条の 2 および関係する政省令等の趣旨を踏まえて当社が別途定める。なお、当社は細目事項を随時変更できる。

改正特措法下において、証券会社等の管理と会社管理の選択適用を認めるためには、下記の文言を用いることで、改正特措法 29 条の 2 第 1 項 6 号の要件を満たすと考えます。また、上記第 2 で述べたとおり、上場会社においては、証券会社等への保管委託のみを想定する従前の条項をそのまま用いても、改正特措法 29 条の 2 第 1 項 6 号の要件を満たすと解することができるように思われます<sup>11</sup>。

### 第●条 (行使手続)

- 1 本新株予約権者が本新株予約権の行使により取得をする株式は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。
  - (1) 当社と金融商品取引業者または金融機関で租税特別措置法施行令第 19 条の 3 第 6 項で定めるもの(以下「金融商品取引業者等」という。)との間であらかじめ締結される新株予約権の行使により交付をされる当社の株式の振替口座簿(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。以下同じ。)への記載もしくは記録、保管の委託または管理および処分に係る信託(以下本条において「管理

<sup>10</sup> 前掲注 7 に掲げた文献のほか、日証協通知 Q&A18 を参照

<sup>11</sup> 租税特別措置法施行令第 19 条の 3 の改正の施行日は、2024 年 4 月 1 日とされています(政令第 151 号附則 1 条)。

等信託」という。)に関する取決め(租税特別措置法施行令第19条の3第7項で定める要件を満たすものに限る。)に従い、租税特別措置法施行令第19条の3第8項で定めるところにより、当該取得後直ちに、当社を通じて、当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記載もしくは記録を受け、または当該金融商品取引業者等の営業所もしくは事務所に保管の委託もしくは管理等信託がされること

(2) 当社と本新株予約権者との間であらかじめ締結される新株予約権の行使により交付をされる当社の株式(譲渡制限株式に限る。)の管理に関する取決め(租税特別措置法施行令第19条の3第9項で定める要件を満たすものに限る。)に従い、[租税特別措置法施行令第19条の3第10項](#)で定めるところにより、当該取得後直ちに、当社により管理がされること

2 前項のほか、本新株予約権に関する行使手続等の細目事項は、租税特別措置法第29条の2および関係する政省令等の趣旨を踏まえて当社が別途定める。なお、当社は細目事項を随時変更できる。

#### 第4 既存の割当契約の変更に関する令和6年改正法の附則の読み方

令和6年度の[所得税法等の一部を改正する法律](#)の附則においては、2024年12月31日までに、旧特措法の税制適格要件を満たす契約に一定の変更を加えた割当契約が、改正特措法の税制適格要件を満たすものとみなされることとされました([附則31条](#))。附則31条の内容は以下のとおりです。

(特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置)

第三十一条 新租税特別措置法第二十九条の二第一項の規定は、令和六年分以後の所得税について適用し、令和五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 施行日前に締結された旧租税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する契約(以下この項において「旧契約」という。)で同条第一項各号に掲げる要件が定められているもの(施行日から令和六年十二月三十一日までの間に行われた当該旧契約の変更により、次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める旧契約を含む。)は、新租税特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件が定められている同項の契約とみなして、同条の規定を適用する。

一 旧契約に定められていた旧租税特別措置法第二十九条の二第一項第二号に掲げる要件に代えて新租税特別措置法第二十九条の二第一項第二号に掲げる要件が定められた場合(第三号に掲げる場合を除く。)当該要件及び旧租税特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件(同項第二号に掲げるものを除く。)が定められている当該旧契約

二 旧契約に定められていた旧租税特別措置法第二十九条の二第一項第六号に掲げる要件に代えて新租税特別措置法第二十九条の二第一項第六号(ロに係る部分に限る。)に掲げる要件が定められた場合(次号に掲げる場合を除く。)当該要件及び旧租税特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件(同項第六号に掲げるものを除く。)が定められている当該旧契約

三 旧契約に定められていた旧租税特別措置法第二十九条の二第一項第二号及び第六号に掲げる要件に代えて新租税特別措置法第二十九条の二第一項第二号及び第六号(ロに係る部分に限る。)に掲げる要件が定められた場合 当該要件及び旧租税特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件(同項第二号及び第六号に掲げるものを除く。)が定められている当該旧契約



## 1 附則31条1項のルール

同項では、改正特措法29条の2第1項は、令和6年分以後の所得税について適用され、令和5年分以前の所得税については、なお従前の例によることが定められています（附則31条1項）。この規定の文言からすれば、2024年分以後の所得税（つまり2024年1月1日以後の課税期間に属する所得に対する所得税）については、改正特措法29条の2第1項の本文のみならず、同項但し書も（自動的に）適用されることになると考えられます。その結果を設例に基づき検討すると以下のとおりになると考えられます<sup>12</sup>。

### 【設例】

#### (1) 税制適格 S0 付与の状況

A 株式会社（2020年7月設立、上場会社）

イ 2021年6月の付与決議に基づく付与（第1回 S0）…私法上の権利行使価額の総額 1200万円

ロ 2022年6月の付与決議に基づく付与（第2回 S0）…私法上の権利行使価額の総額 1200万円

#### (2) 権利行使の状況

2024年1月 A 株式会社のイの権利（第1回 S0）を行使 1200万円

2024年8月 A 株式会社のロの権利（第2回 S0）を行使 1200万円

### 【改正特措法 29 条の 2 第 1 項但し書あてはめ】

第1に、A 株式会社のイの権利（第1回 S0）は、付与決議時点で A 株式会社が設立 5 年未満であるため、私法上の権利行使価額の 2 分の 1 である 600 万円が租税法上の「権利行使価額」と扱われます。S0 の行使に係る租税法上の「権利行使価額」が年間 1200 万円以内であるため、A 株式会社のイの権利（第1回 S0）は、その他の税制適格要件を満たしていれば、税制優遇を受けることができます。なお、A 株式会社のイの権利（第1回 S0）は、改正租税特別措置法 29 条の 2 の施行日である 2024 年 4 月 1 日（附則 1 条柱書）より前の 2024 年 1 月に行使されていますが、この行使に係る経済的利益は「令和 6 年分以後の所得税」に関するものであるため、附則 31 条 1 項に従えば、その行使分についても改正特措法 29 条の 2 第 1 項但し書が適用されると考えられます。

第2に、A 株式会社のロの権利（第2回 S0）は、付与決議時点で A 株式会社が設立 5 年未満であるため、私法上の権利行使価額の 2 分の 1 である 600 万円が租税法上の「権利行使価額」と扱われます。これと、A 株式会社のイの権利（第1回 S0）行使分を併せても、S0 の行使に係る租税法上の「権利行使価額」の年間の合計額が 1200 万円以内であるため、A 株式会社のロの権利（第2回 S0）は、その他の税制適格要件を満たしていれば、税制優遇を受けることができます。

## 2 附則31条2項のルール

同項では、第1に、改正特措法29条の2の施行日である令和6年4月1日（附則1条）の前に締結された、旧特措法29条の2第1項に規定する旧契約で同項各号に掲げる要件が定められているものは、改正特措法29条の2第1項各号に掲げる要件が定められている同項の契約とみなして、同条（改正特措法29条の2）を適用するものとされています（附則31条2項本文）<sup>13</sup>。なお、この附則は租税法の附則であるため、みなし規定の効果も租税法上のものであって、私法上の契約内容を変更する効果はないと解される

<sup>12</sup> 日証協通知 Q&A7 参照

<sup>13</sup> 同項本文の規定がなくても、当該旧契約は改正特措法 29 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件を満たすようにも思われ、そうすると同項本文には何の意義はあるのかという疑義もありうるところです。詰まるところ、同項本文は、同項各号の場合に、みなし規定を適用するために設けられた規定ではないかと思われま

点には留意が必要です。

第2に、令和6年年4月1日（施行日）から「令和6年12月31日までに行われた当該旧契約の変更により、同項各号に掲げる場合に該当することになった場合」には、当該旧契約を改正特措法29条の2第1項各号に掲げる要件が定められている同項の契約とみなして、同条（改正特措法29条の2）を適用するものとされています（附則31条2項柱書第2の括弧書・同項各号）。

31条 号数	変更内容	改正特措法29条の2第1項各号の要件を満たす 契約とみなされる対象の旧契約
1号	旧契約に定められていた旧特措法29条の2第1項2号に掲げる要件に代えて新特措法29条の2第1項2号に掲げる要件が定められた場合（第3号に掲げる場合を除く。）	当該要件及び旧特措法29条の2第1項各号に掲げる要件（同項第2号に掲げるものを除く。）が定められている当該旧契約
2号	旧契約に定められていた旧特措法29条の2第1項6号に掲げる要件に代えて新特措法29条の2第1項6号（ <u>ロに係る部分に限る。</u> ）に掲げる要件が定められた場合（次号に掲げる場合を除く。）	当該要件及び旧特措法29条の2第1項各号に掲げる要件（同項第6号に掲げるものを除く。）が定められている当該旧契約
3号	旧契約に定められていた旧特措法29条の2第1項2号及び6号に掲げる要件に代えて新特措法29条の2第1項2号及び6号（ <u>ロに係る部分に限る。</u> ）に掲げる要件が定められた場合	当該要件及び旧特措法29条の2第1項各号に掲げる要件（同項第2号及び第6号に掲げるものを除く。）が定められている当該旧契約

**(1) 権利行使価額の変更（附則31条2項1号）（※上場会社及び非上場会社の双方に関係する点）**

附則31条2項1号の変更内容としては、旧契約に定められていた旧特措法29条の2第1項2号に掲げる要件（権利行使価額の要件）に代えて、改正特措法29条の2第1項2号に掲げる要件が定められた場合とされています。これは、私法上、旧特措法29条の2第1項2号の要件を満たす契約条項（例：私法上の権利行使価額の年間上限額を1200万円）から、改正特措法29条の2第1項2号の要件を満たす契約条項（例：私法上の権利行使価額の年間上限額を2400万円）への割当契約の変更がなされた場合です（新旧の条項例の詳細は、上記第3・1をご参照）。

かかる契約変更がなされた場合、当該旧契約は、改正特措法29条の2第1項各号に掲げる要件が定められている同項の契約と租税法上みなされる（つまり、同項柱書等の他の要件を満たせば、税制適格要件を満たす）こととなります（附則31条2項柱書第2の括弧書・同項1号）。

要するに、税制適格S0を発行済みの会社は、割当契約を変更して、S0の私法上の権利行使価額の年間上限額を2400万円又は3600万円に引き上げたい場合、以上の附則のルールに従って割当契約を変更することで、引き続き、税制適格要件を満たすことができます。

附則31条2項1号の適用場面としては、次の設例の場合が考えられます。

**【設例】**

(1) 税制適格 S0 付与の状況

A 株式会社 (2020 年 7 月設立)

イ 2021 年 6 月の付与決議に基づく付与 (第 1 回 S0) …私法上の権利行使価額の総額 2400 万円

ロ 2022 年 6 月の付与決議に基づく付与 (第 2 回 S0) …私法上の権利行使価額の総額 2400 万円

(2) 割当契約上の権利行使価額の変更

2024 年 5 月、A 株式会社が、第 1 回 S0 及び第 2 回 S0 の割当契約上の私法上の権利行使価額の年間上限額を 1200 万円から 2400 万円に変更 (附則 31 条 2 項 1 号)

(3) 権利行使の状況

2024 年 1 月 A 株式会社のイの権利 (第 1 回 S0) を行使 1200 万円

2024 年 6 月 A 株式会社のイの権利 (第 1 回 S0) を行使 1200 万円

2025 年 1 月 A 株式会社のロの権利 (第 2 回 S0) を行使 2400 万円

**【改正特措法 29 条の 2 第 1 項及び附則 31 条 2 項 1 号のあてはめ】**

第 1 に、A 株式会社のイ及びロの権利 (第 1 回 S0 及び第 2 回 S0) は、附則 31 条 2 項 1 号に基づき、私法上の権利行使価額の年間上限額に関する契約条項が変更され、2024 年 5 月以降、年間 2400 万円まで行使できるように変更されました (附則 31 条 2 項 1 号)。この変更後の第 1 回 S0 及び第 2 回 S0 は、改正特措法 29 条の 2 第 1 項各号の要件を満たすものとされます (附則 31 条 2 項 1 号)。

第 2 に、2024 年 1 月に行使された A 株式会社のイの権利 (第 1 回 S0) は、割当契約変更前になされていますが、S0 の行使に係る私法上の権利行使価額が年間 1200 万円の範囲内であるため、割当契約の内容には違反しません。また、付与決議時点で A 株式会社が設立 5 年未満であるため、私法上の権利行使価額の 2 分の 1 である 600 万円が租税法上の「権利行使価額」と扱われます (改正特措法 29 条の 2 第 1 項但し書及び附則 31 条 1 項)。S0 の行使に係る租税法上の「権利行使価額」が年間 1200 万円以内であるため、2024 年 1 月に行使された A 株式会社のイの権利 (第 1 回 S0) は、その他の税制適格要件を満たしていれば、税制優遇を受けることができます。

第 3 に、2024 年 6 月に行使された A 株式会社のイの権利 (第 1 回 S0) は、割当契約変更後になされているため割当契約の内容に違反せず、かつ、付与決議時点で A 株式会社が設立 5 年未満であるため、私法上の権利行使価額の 2 分の 1 である 600 万円が租税法上の「権利行使価額」と扱われます (改正特措法 29 条の 2 第 1 項及び附則 31 条 1 項)。2024 年 6 月に行使された A 株式会社のイの権利 (第 1 回 S0) には、割当契約違反はなく、かつ、S0 の行使に係る租税法上の「権利行使価額」が (上記の 2024 年 1 月行使分と合計しても) 年間 1200 万円以内であるため、その他の税制適格要件を満たしていれば、税制優遇を受けることができます。

第 4 に、2025 年 1 月に行使された A 株式会社のロの権利 (第 2 回 S0) は、割当契約変更後に行使されているため割当契約の内容に違反せず、かつ、付与決議時点で A 株式会社が設立 5 年未満であるため、私法上の権利行使価額の 2 分の 1 である 1200 万円が租税法上の「権利行使価額」と扱われます (改正特措法 29 条の 2 第 1 項及び附則 31 条 1 項)。割当契約違反はなく、かつ、S0 の行使に係る租税法上の「権利行使価額」が年間 1200 万円以内であるため、2025 年 1 月に行使された A 株式会社のロの権利 (第 2 回 S0) は、その他の税制適格要件を満たしていれば、税制優遇を受けることができます。

(2) 保管委託要件の変更(附則31条2項2号)(※非上場会社にのみ関係する点)

ア 本号の活用場面及び実務対応

非上場会社は、未上場時にS0を行使しても税制適格要件を満たすことができるよう、会社による株式管理を導入したい場合には、割当契約上の保管委託要件に関する条項を変更する必要があります。他方で、税制適格要件を満たす会社による株式管理は譲渡制限株式に限られていますので、上場会社には、割当契約上の保管委託要件に関する条項を変更したいとのニーズはないといえます。

そして、下記イで述べるとおり、附則31条2項2号の読み方は非常に難しく、解釈の余地があるため、非上場会社の割当契約上の保管委託要件に関する条項は、毎年7月頃に公表される財務省の税制改正の解説を待つか又は国税当局に照会<sup>14</sup>したうえで、慎重に変更対応をすることが望ましいと考えます。

イ 本号の読み方

附則31条2項2号に該当する割当契約の変更内容としては、「旧契約に定められていた旧租税特別措置法第29条の2第1項第6号に掲げる要件(※注：証券会社等への保管委託要件)に代えて新租税特別措置法第29条の2第1項第6号(ロに係る部分)(※注：会社管理の保管委託要件)に限る。」に掲げる要件が定められた場合」とされています。附則31条2項2号の読み方のポイントとしては、上記の「に代えて」…「ロに係る部分に限る。」をどう読むかという点にあり、複数の読み方がありうるように思われます。

第1の読み方は、附則31条2項2号の「に代えて」を削除と追記の組み合わせの意味、追記部分を「ロに係る部分に限る」ものと読んだうえで、同号は、従来の割当契約上の証券会社等への保管委託要件(※旧特措法第29条の2第1項第6号に掲げる要件)を削除して(「に代えて」、会社管理の保管委託要件のみ(※「改正特措法第29条の2第1項第6号(ロに係る部分に限る。)」)を定めた場合を指すとの解釈です。この解釈は、附則31条2項2号の文理からすれば、ありうる解釈であるようにも見受けられるものの<sup>15</sup>、前述のとおり会社管理の保管委託要件は譲渡制限株式(つまり非上場時)においてしか利用できず、割当契約において会社管理の保管委託要件に限った規定を設けなければならないとすることは、「スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置」としては(筆者が想定できる範囲では)合理性がないように思われます。

第2の読み方は、附則31条2項2号の「に代えて」を変更の意味、「ロに係る部分に限る」との文言は、イに係る部分の変更のみでは同号の範囲に含まれないことを示す趣旨の文言と読んだうえで、同号は、従来の割当契約上の証券会社等への保管委託要件(※旧特措法第29条の2第1項第6号に掲げる要件)を変更して(「に代えて」、会社管理の保管委託要件(※「改正特措法第29条の2第1項第6号(ロに係る部分に限る。)」)を定めた場合(追加的に定めた場合を含む。)であれば、証券会社等への保管委託要件(改正特措法29条の2第1項第6号イ)を引き続き定めているかどうかにかかわらず、附則31条2項2号の定める場合に該当するという解釈です。

S0の変更契約をする場合に、(新規発行であれば認められるはずの)証券会社等管理又は会社管理の選択適用のための契約条項が認められないことは、譲渡制限株式にしか会社管理の方法を用いることが

<sup>14</sup> 国税当局への事前照会の方法については、[梶原康平「事前照会に対する文書回答手続の特徴と課題 —オーストラリアの Private Ruling との比較」週刊 T&A Master No. 999 \(2023年10月16日号\) 17頁以下](#)において詳細に論じられており、参考になります。法令解釈の余地がある点につき、文書回答手続が活用され、国税当局の採用する解釈が広く一般に公表されることが期待されます。

<sup>15</sup> もっとも、改正特措法第29条の2第1項第6号には、柱書部分もありますので、「ロに係る部分に限る。」をロに記載された部分のみを規定した場合に限ると読むことは文理解釈としても疑義があるようにも思われます。

できないとされていること（改正特措法第29条の2第1項第6号ロ）及び改正特措法第29条の2第1項第6号に関する税制改正が「スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置」であることを考慮すると、流石に不合理ではないかと思われますので、本稿では、確信はないものの、第2の読み方を支持したいと思います。

### (3) 権利行使価額の年間上限額、及び、保管委託要件の変更（附則31条2項3号）

附則31条2項3号の変更内容としては、権利行使価額の年間上限額、及び、保管委託要件の両方をまとめて変更する場合が想定されています。上記(1)及び(2)と同じ考慮が妥当することになります。

## 第5 既存のS0の割当契約の変更に関する会社法上の手続

以上のとおり、会社及びS0保有者は、附則31条に従い、2024年12月31日までに、割当契約上の、権利行使価額の年間上限額、又は／及び、保管委託要件に関する条項を変更することで、改正後の特措法29条の2第1項の規制緩和された要件において税制優遇措置を受けることができます。

そこで、次に、S0(新株予約権)の契約変更の会社法上（私法上）の手続について検討します。

### 1 新株予約権の内容の変更及び割当契約の変更に関する会社法のルール

会社法は、新株予約権の内容又は割当契約を変更するための手続規定をおいていません。もっとも、会社法上の新株予約権の発行の手続規定（会社法238条1項・2項、239条1項、240条1項、242条等）にかんがみ、新株予約権の内容の変更については、一般的に、以下の要件を満たすことで可能と解されています<sup>16</sup>。

- ①新株予約権の発行決議をした機関において、当該新株予約権の内容を変更する旨の決議をすること
- ②変更後の内容が、株主以外の者に対し特に有利な条件となるときは、株主総会の特別決議
- ③原則として、新株予約権者全員の同意

会社が新株予約権を発行する際には会社法236条1項に規定する事項を「新株予約権の内容」として定める必要があり、また、実務上、新株予約権の行使条件（会社法911条3項12号ニ参照）を新株予約権の内容として定めることも多いです<sup>17</sup>。他方で、「新株予約権の内容」とはされない割当契約の内容（単なる契約上の権利義務関係を定めるにすぎない内容）も存在します。既存のS0の割当契約の変更に関する会社法上の手続を考えるにあたっては、「新株予約権の内容」を変更するのか、「新株予約権の内容」を構成しない割当契約の内容を変更するにすぎないのかに着目することが重要と考えられます。

### 2 新株予約権の割当契約の変更に関する判例

判例は、旧商法下において、非公開会社が、株主総会決議に基づき新株予約権（S0）の行使条件として「その他の行使条件は、取締役会の決議に基づき、会社と割当てを受ける取締役との間で締結する新株予約権の割当てに係る契約で定めるところによる」と定め、かつ、取締役会決議に基づき割当契約におい

<sup>16</sup> 松井信憲『商業登記ハンドブック〔第4版〕』358頁（商事法務、2021）、前掲注7・太田洋・山本憲光・柴田寛子336～338頁

<sup>17</sup> 田中亘『会社法〔第4版〕』550～551頁（東京大学出版会、2023）、相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔『論点解説 新・会社法千問の道標』226頁（商事法務、2010）

て「会社の株式上場後 6 ヶ月を経過するまでは本新株予約権を行使することができない」との条件（以下「IPO 条件」といいます。）を定めて、その取締役に対して当該新株予約権を発行したところ、その後、株式上場が困難な状況となり、会社法施行後において、割当契約の IPO 条件を撤廃する取締役会決議を経て、その旨の変更契約を締結した事案において、

「取締役会が旧商法 280 条ノ 2 第 1 項に基づく株主総会決議による委任を受けて新株予約権の行使条件を定めた場合に、新株予約権の発行後に上記行使条件を変更することができる旨の明示の委任がされているのであれば格別、そのような委任がないときは、当該新株予約権の発行後に上記行使条件を取締役会決議によって変更することは原則として許されず、これを変更する取締役会決議は、上記株主総会決議による委任に基づき定められた新株予約権の行使条件の細目的な変更をするにとどまるものであるときを除き、無効と解するのが相当である。」として、

当該取締役会決議が無効である旨、及び、新株予約権の行使に伴う株式の発行につき無効原因（会社法 828 条 1 項 2 号）がある旨を判示しました（[最判平成 24 年 4 月 24 日民集 66 卷 6 号 2908 頁](#)、以下「本判例」といいます。）。

本判例は、旧商法下に発行された新株予約権についての判断ではあるものの、新株予約権の内容又は割当契約の変更について、株主総会決議の要否を検討するうえで参照価値があると考えられます<sup>18</sup>。

### 3 税制適格 S0 の割当契約の変更手続

以上の新株予約権の内容の変更に関する会社法の解釈及び判例を踏まえて、以下のパターン別に、附則 31 条に基づく、税制適格 S0 の割当契約の変更手続を検討します。

#### (1) 割当契約上の権利行使価額要件又は／及び保管委託要件に関する条項が、新株予約権の内容とされておらず、かつ、新株予約権発行時に株主総会決議の承認を経していない場合

会社法上、新株予約権を発行する際の単なる割当契約の内容は株主総会決議事項ではなく、株主総会決議による承認を取得しない例も多くあると思われ<sup>19</sup>。そして、割当契約上の権利行使価額要件又は保管委託要件に関する条項が、新株予約権の内容とされていない場合、附則 31 条 2 項各号に定める、割当契約書上のこれらの条項の変更は、新株予約権の内容の変更ではなく、単なる割当契約の変更にすぎません。

従って、この場合、税制適格 S0 の割当契約の変更手続を行うためには、基本的に、株主総会決議の承認は不要で、取締役会決議のみで行うことができると考えます。

なお、個別の会社の状況により、株主総会決議が容易に取得できる場合には、割当契約の変更のために、「念の為に」株主総会決議を併せて取得するといった保守的な対応もありうるようです。

#### (2) 割当契約上の権利行使価額要件又は保管委託要件に関する条項が、新株予約権の内容とされる場合、又は、新株予約権発行時に株主総会決議において承認された場合

第 1 に、割当契約上の権利行使価額要件又は保管委託要件に関する条項が、新株予約権の内容とされ

<sup>18</sup> 前掲注 7・太田洋・山本憲光・柴田寛子 337 頁注 140

<sup>19</sup> 実務上は、株主総会決議事項かどうかを厳密に区別せずに、株主総会決議による承認を取得する例もあると思われ。

る場合、基本的に、当該新株予約権の発行の際に、当該内容を承認する株主総会決議が必要になります<sup>20</sup>（会社法 236 条 1 項、238 条 1 項及び 2 項、会社法 361 条 1 項参照）。このように当該新株予約権の発行において当該内容を承認する株主総会決議が必要である場合、特段の事情<sup>21</sup>がない限り、附則 31 条 2 項各号に定める税制適格 S0 の割当契約の変更手続には、株主総会決議が必要となると考えられます。

なお、本判例を参照するならば、新株予約権の発行要項の行使条件において、「その他の行使条件は、取締役会の決議に基づき、会社と割当てを受ける取締役との間で締結する新株予約権の割当てに係る契約で定めるところによる」旨の条項が含まれている場合には、割当契約上の権利行使価額要件又は保管委託要件に関する条項が、新株予約権の内容と扱われないかを慎重に検討する必要があるように思われます。

第 2 に、割当契約上の権利行使価額要件又は／及び保管委託要件に関する条項につき、株主総会決議の要否にかかわらず、実際に株主総会決議で承認された場合、当該株主総会決議には当該契約に基づき新株予約権の発行を承認するという趣旨が含まれるように思われますので、特段の事情がない限り、附則 31 条 2 項各号に定める、税制適格 S0 の割当契約の変更手続にも株主総会決議が必要であると考えられます。

### (3) 留意点

税制適格 S0 に関する決議の取得状況、発行要項、割当契約の内容には様々なパターンがあるため、その割当契約につき株主総会決議の要否を検討するにあたっては、個別具体的な事案に基づく検討が不可欠と思われます。上記(1)(2)は、抽象的な事例を前提とした筆者の考え方を示すものにすぎず、個別具体的な状況に応じて結論が異なる可能性があります。個別具体的な事案において税制適格 S0 の割当契約を変更の会社法上の手続を確認する際には、弁護士にご相談のうえ慎重にご対応ください。

## 第 6 おわりに

以上、本稿では、令和 6 年度税制改正法令を読み解き、令和 6 年税制改正を踏まえた、税制適格 S0 の発行及び変更に関する実務上の留意点を示すことを試みました。令和 6 年度税制改正法令には、本稿において言及したとおり、筆者が読む限りでは、解釈上疑義がある点も含まれており、本稿が今後の議論の参考になること、及び、財務省の税制改正の解説その他国税当局によるガイダンスにより、関連法令の解釈及び適用が明確化されることを期待したいと思います。

以上

<sup>20</sup> 但し、上場会社において従業員に対してのみ税制適格 S0 を発行する場合（つまり取締役等に対する報酬決議が不要な場合）で、有利発行ではない場合には、取締役会決議で足りる（会社法 236 条 1 項、238 条 1 項及び 2 項、240 条 1 項）。

<sup>21</sup> 特段の事情としては、割当契約において取締役会決議において割当契約の変更を行うことができる旨が明示されているなどの事情を想定しています。

<留意事項>

①本稿は公表日時点の情報（法律、判例、通達、ガイドライン等）に基づき、情報提供目的で作成されたものであり、法的助言を構成するものではないこと、②本稿には筆者の意見が含まれており、国税当局が同じ見解を採用する保証はないこと、③本稿は筆者の私見を述べるものであり、筆者の所属する法律事務所、株式会社その他の組織の見解を述べるものではないこと、及び、④本稿は、令和6年度税制改正法令施行直後の時点において、法令そのものを読み、敢えて、解釈の余地のありうる事項についても踏み込んだ検討をしていることから、事前のアナウンスをせずに、その内容を変更し又は限定公開とする可能性があることにご留意ください。個別具体的な事案においてストック・オプションの導入又は変更を行う際には、必ず、弁護士及び税理士にご相談ください。なお、本稿に付された外部ウェブサイトのハイパーリンクは全て2024年4月4日を閲覧日とし、条文に付したインターネット版官報のリンクは一定期間経過後に閲覧できなくなります。





[執筆者プロフィール]

[川添 文彬](#) (かわぞえ ふみあき)

弁護士。一橋大学法科大学院（2012年卒）、ライデン大学（ITC Leiden - 国際租税法LL.M.）（2018年卒）、アンダーソン・毛利・友常法律事務所（2014年～2020年）を経て、[JTC東京法律事務所](#)代表弁護士（2021年～）、早稲田大学法務教育研究センター講師（租税判例研究）（2021年～）及び[スマート・アワード・ブラザーズ株式会社](#)代表取締役CEO（2021年～）。

国内外の企業の活動に伴って生じるあらゆる種類の租税問題及び法律問題につき、幅広く、租税法務及び企業法務を提供している。過去に関与した代表的な税務争訟案件として、大手音楽事業会社に対する同族会社の行為計算否認規定の適用に関する58億円法人税更正処分等取消請求事件（[最高裁令和4年4月21日判決](#)。納税者勝訴で確定）がある。特に経験豊富な取引案件として、インセンティブ報酬並びにグローバルインセンティブ報酬の設計及び導入支援があり、多数の上場又は非上場企業に租税法、会社法、金融商品取引法等の分野のアドバイスを提供している。

[関連ナレッジ／執筆情報]

- [鼎談 信託型ストック・オプションに関する国税庁見解の法的検討（後編）～国税当局への照会制度の課題の検討を兼ねて～](#)  
(週刊T&Amaster 2023年8月28日号)
- [鼎談 信託型ストック・オプションに関する国税庁見解の法的検討（前編）～国税当局への照会制度の課題の検討を兼ねて～](#)  
(週刊T&Amaster 2023年8月14日号)
- [未上場スタートアップのストック・オプション及び株式報酬の租税実務上の諸問題 ～S0及びRSUの活用に向けての環境整備を中心に～](#)  
(税経通信2023年8月号)
- [信託型ストック・オプションの租税実務上の諸問題 ～国税庁の見解を踏まえた対応策の検討～](#)  
(税務弘報2023年7月号)
- [国税庁の見解を踏まえた信託型ストック・オプションに関する実務対応策](#)  
(ニュースレター、2023年2月)
- [オランダ留学で得た知見が租税実務にどう役立つか ～ダブル・トリガー・RSUについての覚書を兼ねて～](#)  
(税務弘報2022年5月号)